



岡崎市地域公共交通計画

令和 4 年 3 月

岡 崎 市

<目 次>

第 1 章 はじめに

1.1 策定の趣旨	1-1
1.2 対象区域	1-1
1.3 計画期間	1-1
1.4 計画の位置付け	1-2

第 2 章 課題の整理

2.1 前計画の検証	2-1
2.2 岡崎市の概況	2-6
2.3 岡崎市の交通の現状	2-22
2.4 交通を取り巻く潮流の変化	2-48
2.5 上位・関連計画	2-61
2.6 まちづくり・公共交通の課題	2-67

第 3 章 公共交通の形成方針

3.1 基本理念	3-1
3.2 基本目標・基本方針・成果目標	3-2
3.3 岡崎市が目指す交通の将来像	3-3
3.4 立地適正化計画への整合について	3-5

第 4 章 計画の目標を達成するための主要施策

4.1 基本目標と施策事業との対応	4-1
4.2 施策事業の内容	4-2
4.3 基本目標の達成状況を測るための確認項目	4-19
4.4 公的補助等バス路線一覧	4-24

第 5 章 計画の推進体制

5.1 計画の実施スケジュール・推進方法	5-1
----------------------	-----

参考資料

1. 岡崎市交通政策会議 委員名簿	参考-1
2. 岡崎市交通政策会議 開催状況等	参考-2
3. 用語集	参考-3

第1章 はじめに

1.1 策定の趣旨

本市では、高齢社会の進展や、中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、平成28年度に「岡崎市地域公共交通網形成計画」を策定し、自動車に過度に依存した交通体系から、地域の交通事情を踏まえ、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車が安全に安心して移動でき、自動車を加えたそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換をめざして、各種取組を行ってきました。

一方で、市民の移動ニーズは多様化・細分化され、既存の公共交通サービスのみで、多様な移動ニーズに対応することは困難な状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活様式や価値観は大きく変わっています。

そのような中、AIを活用したデマンド交通や自動運転、MaaSなど新たな仕組みや技術を活用したモビリティサービスが進展するなど、公共交通の利便性の向上や地域における移動手段の確保といった課題の解決に向けた新しい動きも出ています。

今回、「岡崎市地域公共交通網形成計画」の見直し時期を迎え、あわせて「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことを受け、「岡崎市地域公共交通計画」を策定します。

本市では、QURUWA 戦略をはじめとする公民連携の様々な取組のほか、各所にて主要プロジェクトが進捗しています。公共交通の分野においてもまちづくりと連携するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな暮らしを見据えながら、地域公共交通ネットワークにより、まちの活性化を支えることが期待されています。さらに、市民の多様な移動ニーズに対応するため、鉄道やバス、タクシーをはじめとして人々の移動を支える輸送資源を幅広く捉え、これらが連携・役割分担により総合的なネットワークを構築していくことが重要となってきます。

本計画の実施にあたっては、鉄道事業者やバス事業者、タクシー事業者が連携して公共交通ネットワークの確保・維持、利用促進に取組むとともに、行政・市民・交通事業者・企業・地域団体などがそれぞれの役割を分担・連携して取組をすすめ、目標実現を目指します。

1.2 対象区域

本計画の区域は岡崎市全域とします。

1.3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度を目標年次とした5年間とします。

1.4 計画の位置付け

本計画は、「第7次岡崎市総合計画」を上位計画とし、その主要課題に対して、他の分野政策・計画との連携・連動を図りながら、地域公共交通網の形成及び確保に資するマスタープランとするための計画です。また、都市計画や地方創生、環境、住宅、福祉、観光振興などの本市の各分野の計画との調和・整合を取り、各種計画の推進を交通の面から支援するものです。

なお、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画として策定します。

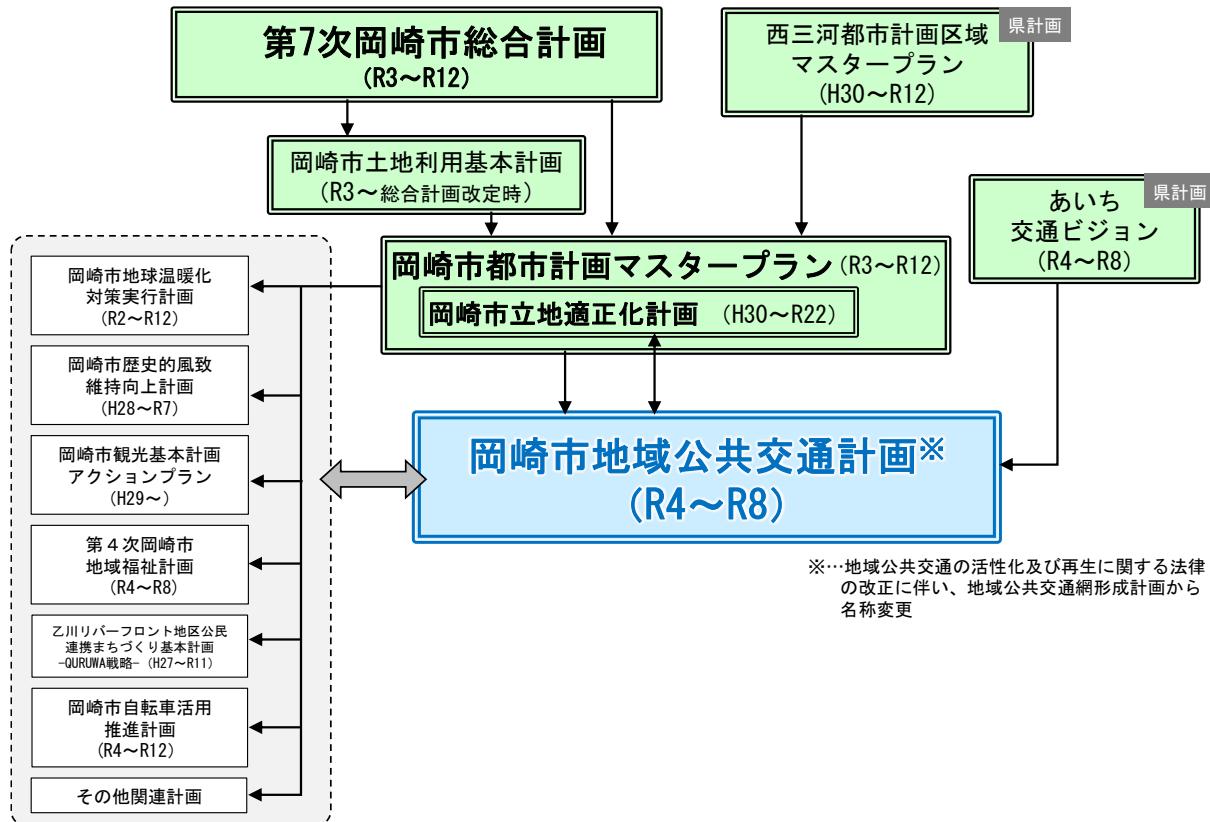


図 本計画の位置付け